

# リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を  と表記しています。

## お客さまが負う投資リスクについて

市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

■すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

■特定のご契約者に負担していただく費用

①解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除 = 基本保険金額 × 以下の解約控除率

指定通貨	米ドル・豪ドル				円
終身保障	なし				あり
生存給付金受取回数	5回	7回	10・15・20・25・30回	3・5・7・10回	10・20・30回
解約控除率	2.00%~0.00%	3.00%~0.00%	5.70%~0.00%	5.70%~0.00%	2.40%~0.00%

②特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して0.4%(円貨で特約年金を受け取る場合は最大0.35%)を負担していただきます(2021年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

■  通貨を換算する場合の費用

「保険料円貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります。なお、生存給付金を円貨で受け取る場合に付加する特約の為替レートはTTMとし、為替手数料はかかりません。

\*上記の為替レートは、2021年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。

\*TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■  この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認ください。

〈しおり・約款用〉



この保険商品のご検討に際しては、必ず保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

## 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村証券の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命 0120-876-126】までご連絡ください。

## 【引受保険会社】



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウイズタワー

第一フロンティア生命

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

21年4月版

ⓈB20F0317(2021.1.28) F6816-02 '21年3月作成 ラ

## 【募集代理店】

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.1590/21.04

# 第一フロンティア 生存給付金付終身(円建/外貨建)

生存給付金付終身保険(通貨指定型)

2021年4月版

商品パンフレット



\*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

## 保険ならではの“しくみ”を活用した生前贈与ができます

### 一般的な暦年贈与の対応

#### ①贈与契約書の作成

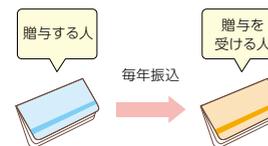
贈与の記録を残すため、贈与のたびに、「贈与契約書」を作成する必要があります。



贈与契約書

#### ②振込み手続き

「贈与する人」の口座から、「贈与を受ける人」の口座に振込み手続きが必要です。



#### ③贈与税の申告・納付

贈与を受けた方は、1年間の贈与額が110万円を超える場合、贈与税の申告、納付を行い、申告書(控え)を保管します。



### この保険を活用

#### 贈与契約書の作成は不要です

第一フロンティア生命が発行するお支払通知を贈与の記録として使えます。



贈与契約書

#### 振込みの手間が省けます

「贈与を受ける人」の口座へ第一フロンティア生命が振込みます。



生命保険会社から

#### 申告に必要な書類をお送りします

お支払通知は、申告の際にも活用いただけます。(110万円を超える生存給付金を受領した場合、贈与税申告が必要)



贈与を受ける人

\*「暦年贈与」とは、暦年課税のしくみを用いた贈与のことをいいます。暦年課税とは、1年間の贈与についてまとめて課税する方法で、贈与を受ける人1人につき年間110万円以下なら贈与税がかかりません。

\*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金

受取人に指定するプランです(「終身保障なし」は終身保障不担保特則を適用)。

**1** **できること**

終身保障なしを選択し、**一時払保険料の全額を贈与できます**

\*円建の場合、「終身保障なし」を選択することはできません。

**2** **できること**

贈与回数は**最短3回(2年)から選択**できます

\*受取回数3回は、外貨建、「終身保障あり」、契約年齢76~90歳の

- 3・5・7・10・15・20・25・30回から選択でき
- \*ご契約時の金利情勢などにより、選択できない受取回数があります。
- 生存給付金額は、契約時に指定通貨建で確定

**3** **できること**

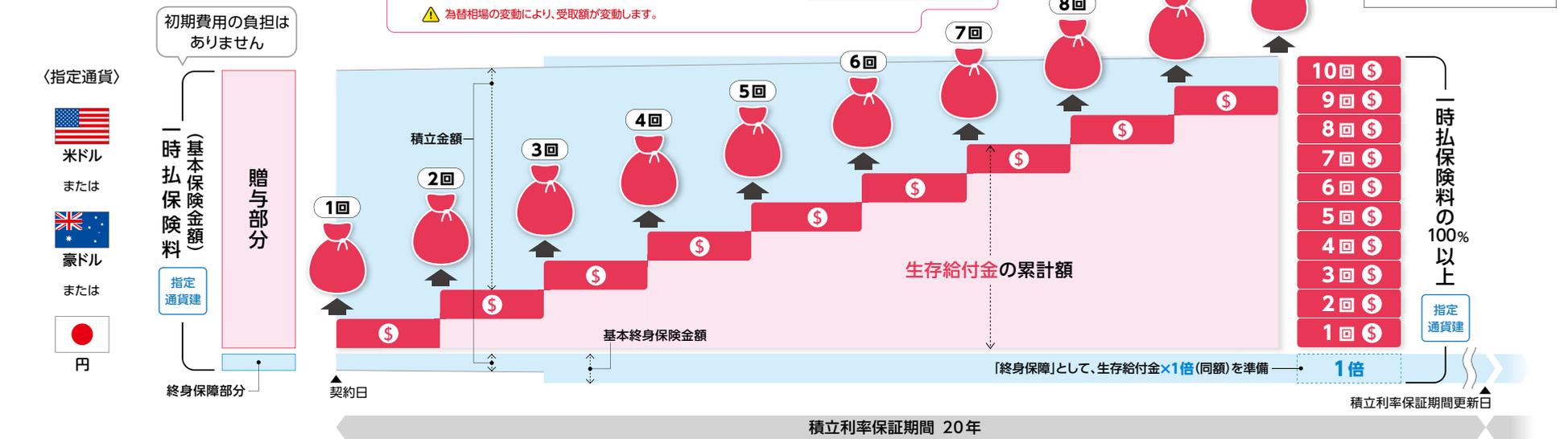
**3名まで同時に贈与、などさまざまな贈与のニーズにお応えします**

\*契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1名です。

- 贈与を受ける人および受取割合は、変更できます。
- 贈与する金額の上限額をあらかじめ設定できます。▶P3-4

“生存給付金の贈与回数”と“終身保障の金額(「なし」、または生存給付金の1倍・3倍・5倍のいずれか)”を選択いただけます。

しくみ図(イメージ)  
指定通貨:外貨、受取回数:10回(9年)、即時開始型  
終身保障倍率:1倍を選択した場合



\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。

指定通貨	終身(終身保障)保障(倍率)	積立利率保証期間	生存給付金受取回数および契約年齢(赤枠は上記イメージ図の選択パターン)							
			3回	5回	7回	10回	15回	20回	25回	30回
米ドル 豪ドル	なし(-)	(※)	76~90歳	0~90歳	0~90歳	0~90歳	0~90歳	0~90歳	男性:0~85歳 女性:0~89歳	男性:0~80歳 女性:0~84歳
	あり(1倍)	20年	76~90歳	0~90歳	0~90歳	0~90歳				
	あり(3倍)			0~90歳	0~90歳	0~90歳				
円	あり(5倍)	30年				0~80歳		0~80歳		
		20年				81~90歳		81~90歳		

※「即時開始型」は生存給付金受取回数から1を差し引いた年数、「1年後開始型」は生存給付金受取回数と同じ年数となります。なお、最終回の生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅し、積立利率保証期間は更新しません。

● 贈与の開始を、“契約後すぐ”か、“1年後から”か、選択できます。

生存給付金の型	即時開始型	契約日および契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日に生存給付金をお支払いします。
	1年後開始型	契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日に生存給付金をお支払いします。



⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶うら表紙

## 贈与税には、贈与を受ける人1人につき毎年110万円までの基礎控除があります。

原則として1月1日から12月31日の1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

\*合計額が110万円を超える場合は必ず贈与税の申告が必要です。

- 「相続時精算課税制度」を選択されている場合、同じ贈与者からの贈与について年間110万円の基礎控除の適用を受けることはできません。
- 相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前3年間の贈与は、相続税の課税対象となります。

▶ P7-8

## 「生存給付金の上限額」の設定



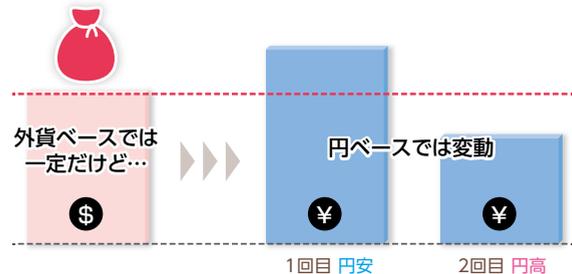
- 生存給付金の円換算額の上限額を設定できます(10万円以上)。

⚠ 「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、設定できます。

- 上限額を超えた金額は、翌年以降に円貨で繰り越し、上限額を下回った場合に充当します。

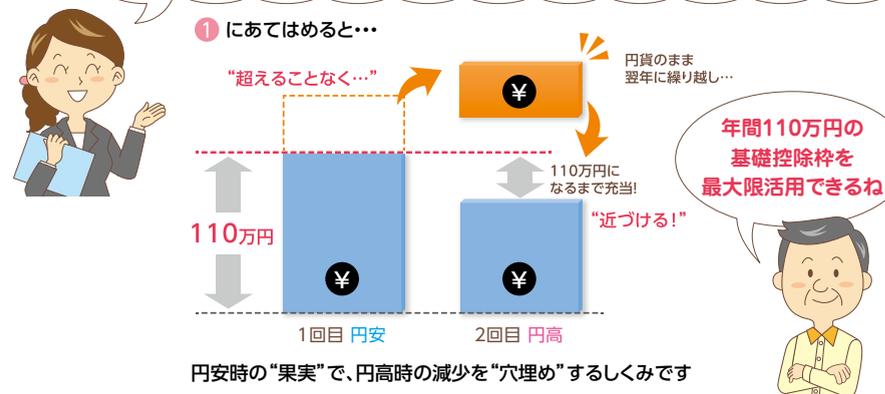
毎年の贈与額を基礎控除110万円以下に抑える場合のイメージ

- 生存給付金の円換算額は  
支払日の為替レートにより変動します



毎年110万円  
贈与したいのに  
困ったなあ...

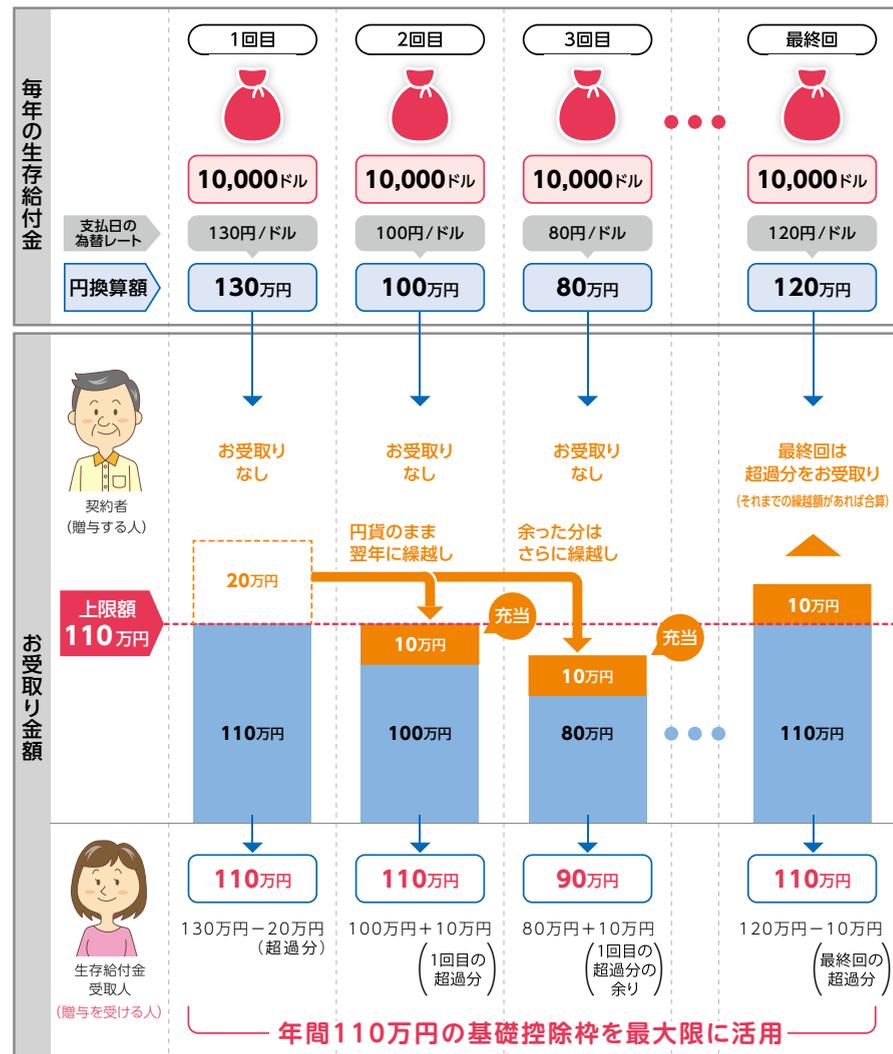
- ご安心ください!!  
円で贈与したい金額(ここでは110万円)に“超えることなく、近づける”しくみがあります!



【円換算額の上限額の判定】 上限額を110万円に設定した場合

判定日 (円換算日)	為替 手数料	生存給付金の円換算額にもつづいた受取方法	
		110万円以上のとき	110万円を下回ったとき
契約日および 契約応当日 (1年後開始型) は契約応当日のみ	なし	契約者	受取りなし(110万円を超えた分を翌年以降に円貨で繰越し) *最終回は、それまでの繰越分を含めて超過分がある場合に受取り
		生存給付金 受取人	110万円を受取り 円換算後の生存給付金+前年までの繰越合計を受取り (110万円が上限)

生存給付金額が10,000ドルで、上限額を110万円に設定した場合のイメージ



⚠ 為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

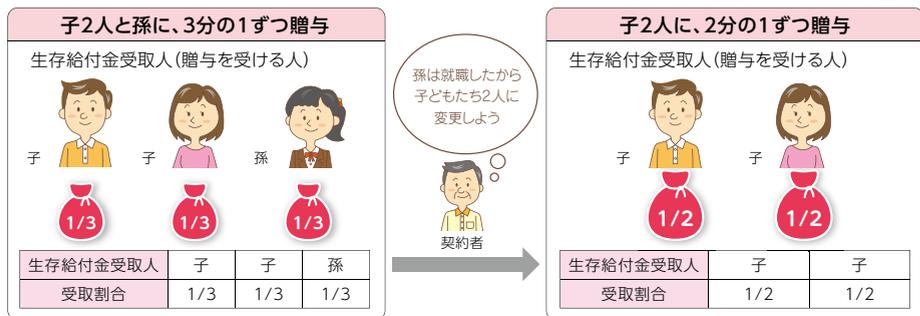
\*複数の生存給付金受取人を指定する場合、受取人ごとに異なる上限額は設定できません。

\*繰越分は当社所定の利率による利息をつけて積み立てますが、上記イメージ図では省略しています。

## ご契約後の生存給付金のお受取りについて

- ご契約後、**生存給付金受取人や受取割合**を変更できます。
- 契約者ご自身を、生存給付金受取人に指定する「**自分年金プラン**」への変更もできます。

〈変更例〉贈与を受ける人・贈与割合を変更



\*受取割合は、生存給付金受取人ごとに1%まで指定できます。

## 死亡保険金額について

死亡保険金額は、以下の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。

契約日から2年間	積立金額 (将来の死亡保険金および生存給付金を支払うために積み立てるお金)				
契約日から2年経過以後、積立利率保証期間満了日まで	<p><b>A</b> まだ受け取っていない生存給付金の合計額 + <b>B</b> 基本終身保険金額*</p> <p>【例】受取回数10回、生存給付金が4回支払われた後に被保険者が死亡された場合</p> <table border="1"> <tr> <th>贈与部分</th> <th>終身保障部分</th> </tr> <tr> <td> <p>すでに受け取った生存給付金</p> <p>まだ受け取っていない生存給付金の合計額</p> </td> <td> <p>基本終身保険金額</p> </td> </tr> </table> <p>*「終身保障なし」の場合、<b>B</b> 基本終身保険金額はありません。</p>	贈与部分	終身保障部分	<p>すでに受け取った生存給付金</p> <p>まだ受け取っていない生存給付金の合計額</p>	<p>基本終身保険金額</p>
贈与部分	終身保障部分				
<p>すでに受け取った生存給付金</p> <p>まだ受け取っていない生存給付金の合計額</p>	<p>基本終身保険金額</p>				
積立利率保証期間更新後 (「終身保障あり」の場合のみ)	<p>基本終身保険金額*</p> <p>*更新時に見直されます。 くわしくは「特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)」4ページをお読みください。</p>				

\*終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。

## 生存給付金の請求手続き

### ご契約時

\*「1年後開始型」でも、同様の手続きをさせていただきます。

生存給付金受取人 (贈与を受ける人)



ご請求に必要なお手続き書類を  
第一フロンティア生命に郵送してください

\*生存給付金受取人が同席されている場合、ご契約のお申込みと一緒に請求のお手続きをしていただくこともできます。



### 野村証券口座でのお受取り\*

\*ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が第一フロンティア生命に到着した日の翌日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内にお支払いします (「1年後開始型」の場合、契約直後ではなく翌年からのお受取りとなります)。

⚠ 契約者は、必ず事前に、指定した生存給付金受取人 (贈与を受ける人) に受取りについてご説明いただき、了解を得てください。

### 翌年以降

契約者 (贈与する人)



契約当日の3ヵ月前を目処に

事前案内を送付します

生存給付金受取人 (贈与を受ける人) や、「生存給付金の上限額」に変更がないか、などを確認させていただきます。

契約内容の変更がなければ、  
お手続きは不要です



生存給付金受取人 (贈与を受ける人)



契約当日の2ヵ月前を目処に

事前案内を送付します

請求手続きは不要です



### 野村証券口座でのお受取り

\*口座入金予定日は原則として、外貨建の場合は「契約当日の2営業日後」、円建の場合は「契約当日」となります。

⚠ 上記手続きについて、将来変更となる可能性があります。

# 贈与についてのQ&A

贈与者	贈与する人
受贈者	贈与を受ける人

**Q1** 暦年課税の基礎控除額は、  
贈与する人(=贈与者)1人につき、年間110万円ですか？

**A1** いいえ。  
贈与を受ける人(=受贈者)1人につき、年間110万円となります。



**Q2** 「第一フロンティア生存給付金付終身(円建/外貨建)」の  
生存給付金について、税務上の贈与日はいつになりますか？

**A2** 以下のとおりとなります。

①「即時開始型」の場合  
初回の生存給付金は契約日(一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日)、  
2回目以降は毎年の契約応当日が税務上の贈与日となります。

②「1年後開始型」の場合  
毎年の契約応当日が税務上の贈与日となります。

\*贈与日は、生存給付金の請求書類を第一フロンティア生命に返送する日にかかわらず、上記のとおりとなります。

**Q3** すでに他の手段や生命保険で贈与を受けている場合、  
特に注意すべきことはありますか？

**A3** それらも、1年間に贈与を受けた財産の価額として合算されます。  
年間110万円の基礎控除は合算された金額で判定されますので、ご注意ください。

**Q4** 「生存給付金の上限額」を設定する際、  
特に注意すべきことはありますか？

**A4** 生存給付金受取人に指定した人に、「他の手段や生命保険で贈与を受けていないか」を  
必ず確認してください。Q3に記載のとおり、他に贈与を受けた財産の価額と合算して  
「基礎控除110万円を超えてしまった」等にならないよう、ご注意ください。

**!** ここに記載の税務のお取扱いは2021年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお扱いが変更となった場合には、変更後の  
内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、  
ご自身の責任においてご判断ください。

**Q5** 「相続時精算課税制度」を選択している場合はどうなりますか？

**A5** 一度この制度を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について年間110万円の  
基礎控除の適用を受けることはできません。

**Q6** 被保険者が亡くなる前3年間の贈与は、相続税の課税対象になりますか？

**A6** 受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって  
財産を取得した場合、相続開始前3年間の贈与は、相続税の課税対象になります。  
\*課税対象になった贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、対象となった人の相続税の計算上、控除されます。

**Q7** 「法定相続人ではない孫」を生存給付金受取人(=受贈者)に  
指定した場合の税務上の注意点を教えてください。

**A7** 以下のとおりとなります。

①死亡保険金受取人も「孫」の場合  
孫が死亡保険金を受け取るため、被保険者が亡くなる前3年間の贈与は相続税の  
課税対象になります(Q6をご参照ください)。  
また、孫が受け取る死亡保険金に生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)は  
適用されず、孫の相続税は2割加算されます。

②死亡保険金受取人が「子」など、孫以外の場合  
孫に他に相続した財産がなければ、被保険者が亡くなる前3年間の贈与は、  
相続税の課税対象となりません。  
\*ただし、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合など、孫が取得する相続財産がある場合は、  
相続税の課税対象になります。

**Q8** 「第一フロンティア生存給付金付終身(円建/外貨建)」による贈与は、  
「定期贈与」※に該当しませんか？

※例えば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。  
この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

**A8** 該当しません。理由は以下のとおりとなります。

- ①生存給付金のお受取りが確定していないこと  
\*生存給付金は、毎年の契約応当日に、被保険者が生存している場合に支払われます(被保険者が  
死亡した場合、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われ、以降の生存給付金のお支払いは  
ありません)。
- ②生存給付金受取人の変更が可能であること



# 主なお取扱いについて

生存給付金受取回数と終身保障の組み合わせパターン・契約年齢の範囲については▶P1・2をご参照ください。

基本保険金額 (一時払保険料) もしくは払込金額	最低	指定通貨で入金する場合	米ドル 30,000米ドル	豪ドル 30,000豪ドル	円 300万円
		「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円 300万円		
*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。					
	最高	9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。			
保険期間	終身				
生存給付金受取人	生前贈与プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定 *3名まで指定できます。ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、被保険者1名のみ指定可能です。			
	自分年金プラン	ご契約者			
*生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できます。					
契約者	被保険者および被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定				
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定(複数名の指定可能)				
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱いします。				
「生存給付金の上限額」設定金額	10万円以上(1万円単位) *上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申出ください。				
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。				
基本保険金額の変更	増額	取り扱いしません。			
	減額	取り扱いしません。			
契約者貸付	取り扱いしません。				

# 税務のお取扱いについて

この保険は日本国内において契約される生命保険契約であることから、税制上のお取扱いについては外貨を円貨に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同等にお取り扱いいたします。換算日の為替レートなど、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

## ① 生存給付金受取時の課税

契約形態		課税の種類
生前贈与プラン	契約者と生存給付金受取人が別人※1	贈与税
自分年金プラン	契約者と生存給付金受取人が同一人	所得税(雑所得※2)+住民税

※1 最終回の生存給付金支払時にご契約者にお支払いする「指定した上限額を超えた金額(それまでの繰越額があれば合算)」は、契約者と生存給付金受取人が別人のときは「所得税(一時所得※3)+住民税」の対象(「終身保障なし」かつ「生存給付金受取回数5回」の場合は20.315%源泉分離課税)となります。  
 ※2 生存給付金額から必要経費を差し引いた金額が、課税対象となります。

## ② 解約時の差益に対する課税

	契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
終身保障なし	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※3)+住民税
終身保障あり	所得税(一時所得※3)+住民税	

## ③ 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※3)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※3 一時所得の課税  
 一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。  
 特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$$

(受取額) (50万円)

ここに記載の税務のお取扱いは2021年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

# 付帯サービスについて

**無料** (一定の条件があります)

●契約者ご自身・ご家族が利用できるサービスです。

●サービス受付電話番号・ご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「保険証券」に同封のチラシにてご案内いたします。

\*各サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

\*ご利用の際の諸条件(「ご家族」の範囲など)や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。

**健康 サポートダイヤル** 提供：ティーベック株式会社

## あたまたの健康チェック®

10~15分程度の質問にお答えいただくだけで、自身の微細な認知機能の変化を高精度で確認できるチェックテストです。

## 24時間電話健康相談

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、ご相談にきめ細かくアドバイスいたします。

## セカンドオピニオンサービス \*ご家族は利用できません。

面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供いたします。

**税務法務 サポートダイヤル** 提供：アスクプロ株式会社

- 税理士・弁護士などの専門家をご案内し、問題解決をサポートします。
- 贈与・相続準備にあたっての税務相談、遺言作成、確定申告などの税務・法的課題に対応します。
- 1つの相談案件につき、30分程度の初回電話相談が、無料でご利用いただけます。